

## 就労継続支援B型事業所「鴨川市福祉作業所」重要事項説明書

社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会  
鴨川市福祉作業所

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び77条の規定に基づき、就労継続支援B型事業所「鴨川市福祉作業所」の利用に係る契約の内容及びその履行について、文書により説明するものです。

### 1 事業者

- (1) 名称及び代表者  
社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会  
鴨川市福祉作業所  
会長 榎本 豊
- (2) 所在地・電話  
① 所在地 〒296-0033 千葉県鴨川市八色 866 番地  
② 電話 04-7093-0575 ③ F A X 04-7093-0575  
④ 担当 サービス管理責任者 石井 たい子

### 2 就労継続支援B型事業の目的と運営の方針

- (1) 事業の種類  
就労継続支援B型事業（平成29年4月1日指定）
- (2) 事業の目的  
利用者が自立した生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
- (3) 運営の方針  
① 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。  
② 地域との結びつきを重視し、他のサービス提供者との連携に努めます。

### 3 「鴨川市福祉作業所」の概要

- (1) 名称・位置等  
① 名称 「鴨川市福祉作業所」  
② 位置 〒296-0033 千葉県鴨川市八色 866 番地  
③ 電話 04-7093-0575 ④ F A X 04-7093-0575
- (2) 主な設備  
① 作業所の場所 平屋建て 床面積 347 m<sup>2</sup>  
② 主な設備 作業訓練室 相談室 調理室 加工室 便所  
防災設備・機器 直売所 多目的室
- (3) 利用者  
身体障害者及び知的障害者（18歳未満を除く）を対象とします。
- (4) 定員 20人

- (5) 職員及び勤務体制
- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 管理者（施設長）  | 1名（常勤）        |
| ② サービス責任管理者 | 1名（常勤）        |
| ③ 職業指導員     | 1名（常勤）（管理者兼務） |
| ④ 生活支援員     | 4名            |
| ⑤ 目標工賃達成指導員 | 1名            |
| ⑥ 運転手       | 1名            |
- (6) 営業日・営業時間  
 営業日：月曜日から金曜日（国民の祝日、12月28日～1月3日を除く。）  
 営業時間：午前8時30分～午後5時30分  
 作業時間：午前9時30分～午前12時まで及び午後1時から午後3時45分まで  
 で休憩時間：午後0時から午後1時まで  
 ※ なお、12月27日は、大掃除等にて休みとする場合があります。
- (7) 通常の事業を行う区域 鴨川市

#### 4 就労継続支援B型事業の内容

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 生産活動の機会の提供
- (3) 実習及び求職活動等の支援
- (4) 相談援助、保健医療サービス、日常生活訓練、在宅利用者への訪問支援活動
- (5) (1)～(4)を目的とする必要な指導等

#### 5 生産活動の内容

- (1) 箸の袋入れ
- (2) 菓子箱折り
- (3) ホテル用スリッパの消毒済表示紙の加工
- (4) 資源ゴミ回収（エコ活動）
- (5) 夏ミカンマーマレード製造
- (6) 夏みかんポン酢の販売
- (7) 茄子の辛子漬け製造
- (8) 電気ソケットの組立加工
- (9) 「鯛おみくじ」の製作
- (10) ホテルの布団上げ・清掃作業
- (11) カレーのお弁当製造
- (12) ヘア・ターバン作成
- (13) 農作業（草取り・農作物の製造）
- (14) その他軽作業等

#### 6 工賃の支払い

上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、「鴨川市福祉作業所の工賃支払に係る実施要綱」にもとづき生産活動に従事する利用者へ支払います。

## 7 利用料

### (1) 利用料金

施設利用に伴う利用料金は、訓練等給付費と利用者または扶養義務者の負担能力に応じて市長が定める利用者負担額です。

利用料金の算定 「国の障害福祉サービス算定基準である報酬告示」

#### ① 就労継続支援B型事業

B型基本（平均工賃ランク 20,000 円～25,000 円）	7,010 円	左記の 1 割
加算金額 福祉専門職員配置等加算	150 円	左記の 1 割
目標工賃達成指導員配置加算	450 円	左記の 1 割
送迎加算	210 円	左記の 1 割
欠席辞対応加算	940 円	左記の 1 割

#### ② 福祉・介護職員処遇改善加算

介護職員の雇用 促進と賃金改善を目的として、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して算定される加算について取得し職員の安定雇用に努めています。

福祉・介護職員処遇改善加算	1 か月の総単位数×7.3%
---------------	----------------

※ 上記①・②の利用料金については、低所得者に配慮した軽減策が講じられています。

### (2) 給付費の代理受領

訓練等給付費については、鴨川市福祉作業所が代理受領します。代理受領については別途「代理受領同意書」を提出していただきます。

### (3) 利用者負担額の支払い

利用者負担額は、1 か月ごとに計算してお知らせします。翌月 25 日までに現金または振込みでお支払ください。

## 8 利用者負担によるサービス

訓練等給付費以外のサービス（レクリエーション等）については、実費を負担していただきます。

## 9 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 就労継続支援B型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」につい

ては、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することが出来ます。

1 0 利用者の記録及び情報の管理

(1) 法令にもとづき、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその情報を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

1 1 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、利用者の指定する連絡先へ連絡を行います。

1 2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

都道府県窓口	千葉県健康福祉部障害福祉事業課 千葉県千葉市中央区市場町1-1 電 話 043-223-2308 F A X 043-222-4133												
市町村窓口	鴨川市役所 福祉課 障害福祉係 鴨川市八色 887 番地 1 電 話 04-7093-7112												
保険加入	本事業者は、下記の損害保険に加入しています。 保険会社名 損害保険ジャパン 保険名 全国社会福祉協議会団体補償制度 補償の概要 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>対人・対物障害賠償</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>受託物賠償</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>事故対応特別費用</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>非所有自動車の賠償補償</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    対人賠償</td> <td>1名 5000万円</td> </tr> <tr> <td>    対物賠償</td> <td>1事故 1000万円</td> </tr> </table>	対人・対物障害賠償	2億円	受託物賠償	100万円	事故対応特別費用	500万円	非所有自動車の賠償補償		対人賠償	1名 5000万円	対物賠償	1事故 1000万円
対人・対物障害賠償	2億円												
受託物賠償	100万円												
事故対応特別費用	500万円												
非所有自動車の賠償補償													
対人賠償	1名 5000万円												
対物賠償	1事故 1000万円												

### 1.3 非常災害時の対応等

- (1) 臨時休業 災害もしくは感染症の発生等不測の事態が生じた場合、臨時休業することがあります。
- (2) 防災・消防計画 非常時に備えて、具体的な計画を立て、周知します。

非常時の対応	別途定める消防計画により対応いたします。										
平時の訓練	別途定める消防計画により年2回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。										
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器 6台</li> <li>・自働火災警報器 1台</li> <li>・火災報知器 17台</li> <li>・誘導灯・誘導設備 2台</li> </ul>										
消防計画等	消防署への届出日：令和3年9月14日 防火管理者：鈴木 幸雄										
保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 損害保険ジャパン 保険名 全国社会福祉協議会団体補償制度 保障の概要 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>借家人賠償責任</td> <td>3000万円</td> </tr> <tr> <td>什器・備品</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>営業継続費用</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>失火見舞費用</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>家具等修理費用</td> <td>10万円</td> </tr> </table>	借家人賠償責任	3000万円	什器・備品	100万円	営業継続費用	100万円	失火見舞費用	20万円	家具等修理費用	10万円
借家人賠償責任	3000万円										
什器・備品	100万円										
営業継続費用	100万円										
失火見舞費用	20万円										
家具等修理費用	10万円										

- (3) 防災訓練 定期的に避難、救出その他訓練を行います。

### 1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

- (1) 要望・苦情等への相談窓口  
 苦情に対応するため相談窓口を管理者とします。管理者を苦情解決責任者として苦情相談への円滑かつ迅速な解決のため調査・協議・改善・再発防止の措置を行います。
- (2) 苦情解決第三者委員  
 苦情について事業者・利用者それぞれから中立的な立場として相談受付を行う苦情解決第三者委員を設置しています。直接第三者委員へ苦情相談を行うことも出来ます。

当事業所 ご利用者相談窓口	苦情解決責任者 所長 鈴木 紀昭 電話 04-7093-0575
苦情解決第三者委員	① 小林 裕明 司法書士 電話 7098-3525 ② 三田 君江 保健師 電話 090-1882-3302

(3) 行政機関その他苦情受付機関

市町村窓口	鴨川市役所 福祉課 障害福祉係 鴨川市八色 887 番地 1 電 話 04-7093-7112
千葉県福祉サービス 運営適正化委員会	運営機関 千葉県社会福祉協議会 受 付 日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 午前 10 時～12 時 午後 1 時～午後 4 時 電話番号 043-246-0294 F A X 043-246-0298

1 5 協力医療機関

協力医療機関は、利用者の健康観察等に協力を依頼している医療機関です。

医療法人社団 黒野医院  
鴨川市天津 1 1 2 4 - 1  
04-7094-0383

1 6 福祉サービス第三者評価の実施状況について

本事業所の福祉サービス第三者評価は実施しておりません。

1 7 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止責任者 所長（管理者） 鈴木 紀昭
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを目的に虐待防止委員会を設置しています。

1 8 身体拘束の適正化について

身体拘束の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討することを目的に身体拘束適正化委員会を設置しています。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

## 1.9 利用に当たっての留意事項

### サービス利用に当たってのご利用者の留意事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡または疾病ごとの標準的な感染期間は事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに従わずに故意等により重大な破損などが生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所内に持ち込まないようにお願いします。
その他	飲酒、宗教活動、営利を目的とした勧誘、暴力行為その他の他の利用者へ迷惑を及ぼす行為・言動等はしないようにお願いします。